

最高裁判所裁判官国民審査公報

平成29年10月22日執行



略歴

最高裁判所判事
こいけ ひろし
昭和二十六年七月三日生
新潟県長岡市で生まれ、その後、東京都、神奈川県で過ごす。藤沢市立藤が岡中学校、神奈川県立湘南高等学校、東京大学法学部を卒業。

小池裕

昭和五二年 四月 判事補任官
以後、大阪地裁、横浜家地裁判所、最高裁判事局、同総務局、東京地裁に勤務。
六二年 四月 判事任官
以後、東京地裁判事、最高裁判事局室長、同課長、最高裁判事局を務める。
平成一六年 八月 東京地裁判事部長
一八年 一月 最高裁判事局長
二二年 七月 水戸地裁所長
二四年 三月 東京地裁判事部長
二五年 七月 東京地裁所長
二六年 四月 東京地裁所長
二七年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年一月二五日 大法廷判決
平成二六年二月一四日施行の衆議院議員総選挙当時において、小選挙区選出議員の選挙区割り、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、合理的期間内における是正がなされなかったとはいえず、憲法に違反するものとはいえないとした(多数意見)。
二 平成二七年二月一六日 大法廷判決
民法七三三一条一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、遅くとも平成二〇年当時において、憲法に違反するに至っていたが、立法措置をとらなかった立法不作為は、国家賠償法上違法とはいえないとした(多数意見)。
三 平成二八年六月二日 第一小法廷判決
外国国家が発行した円建て債券に係る償還等請求訴訟につき、債券の管理会社は、債券の債権者のために訴訟を担当する者となることができるとした(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

社会情勢が大きく変動し、価値観が多様化するにつれて、利害の対立、考え方の対立が厳しさを増しています。様々な対立が生み出す紛争等について、証拠に基づく実証性と法に基づく論理性をもって、検証可能な形で判断を示す裁判の果たす役割は、より重要なものになっていると思います。常に中立公正である、より心に刻み、社会事をできるだけ幅広くとらえ、多様な考え方の違いを受容し、正義にかなう適切妥当な判断をすることを旨として力を尽くしたいと考えています。



略歴

最高裁判所判事
うらぐらみ さぶろう
昭和二十九年八月一日生
山口県周南市生まれ。地元の小学校、中学校、山口県立徳山高校を経て、一橋大学法学部を卒業。

戸倉三郎

昭和五五年 四月 司法修習生
五七年 四月 判事補任官
大阪地裁、札幌地裁、最高裁判事局、同人事局、東京地裁において勤務。
平成 四年 四月 判事任官
東京地裁判事、司法研修所教官、広島地裁判事(部長)、広島高裁事務局長、最高裁判事局参事官、同審議官、東京地裁判事(部長)を務める。
二一年 四月 最高裁判事局長
二五年 九月 東京地裁所長
二五年一〇月 さいたま地裁所長
二六年 七月 最高裁判事局長
二八年 四月 東京地裁所長
二九年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月五日 第三小法廷判決
訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接取り立てることができるが、その取立てをすることができない額を、右猶予した費用に相手方の訴訟費用の負担割合を単に乘じて定めるべきものとした原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある(全員一致)。
二 平成二九年九月二日 第三小法廷判決
破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の実体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではない(全員一致)。

裁判官としての心構え

裁判の機能は、法的紛争を、法令に基づく透明で公平な手続により適正妥当に解決することですが、近年は、様々な分野でグローバル化や価値観の多様化が進み、事実認定の場面でも法解釈の場面でも、普遍的な価値を守ることと変化に柔軟に対応することとのバランスのとりに悩む事件が増えているように思います。最高裁判所は、裁判のプロセスの最終審として個々の事件の最終結論を出すとともに、法律審として他の裁判での指針となる法解釈を示すという重要な役割を担っており、就任して半年余りが経過したところで、その職責の重さや難しさをひしひしと感じています。これまでも、独善に陥ることを戒め、広い視野と柔軟な発想を持って自分の考えを多角的に検証するよう心掛けてきましたが、その戒めを今一度新たに、この重い責任を全うしたいと考えています。



略歴

最高裁判所判事
やまぐち あつし
昭和二十八年一月六日生
新潟県生まれ。東京都目黒区立鷹番小学校、東山中学校を経て東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場高等学校を卒業。

山口厚

昭和五一年 三月 東京大学法学部卒業(刑法専攻)
昭和五四年 四月 東京大学法学部助教授
平成 四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
二一年 八月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
二四年 五月 日本刑法学会理事長
二四年 一月 司法試験委員会委員長
二四年 四月 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
二五年 九月 法制審議会委員
二六年 三月 東京大学退職(現・名誉教授)
二八年 四月 早稲田大学大学院法務研究科教授
二八年 八月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
二九年 一月 早稲田大学退職(現・名誉教授)
二九年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年三月二五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は令状がなければ行うことができない強制の処分である(全員一致)。
二 平成二九年七月二〇日 第一小法廷判決
既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せず終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、民事執行法二〇条において準用する民事訴訟法七三三一条の規定に基づいて定めるべきである(全員一致)。

裁判官としての心構え

経済社会の在り方、人々の意識や行動様式の在り様を反映した様々な法的問題・事件が現在生じており、最高裁はそれらに対して妥当・適切な解決を与えることが求められています。最高裁判事就任以来、日々このことを痛感しています。このように難しい問題・事件の法的な解決に用いるべき基準・考え方には、過去・現在・未来という時間軸の中で変わらざるに維持されるべきものと、状況の変化に応じて変えていくべきものがあります。具体的な事件の在り方に応じ、それをいっぺりと見定めいくことが重要ですが、様々な意見・考えを耳を傾け、証拠から認められる事実を踏まえて、一つずつ丁寧に問題・事件の解決に当たりたいと考えています。



略歴

最高裁判所判事
いのえ ひろき
昭和二十七年七月三日生
北海道大川管内の東川町生まれ。自然豊かな然別、釧路、室蘭等で少年時代を過ごした後、札幌南高校に進学し、東北大学法学部を卒業。

菅野博之

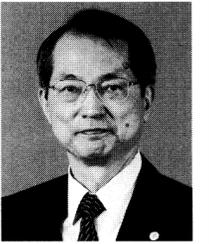
昭和五五年 四月 判事補任官
判事任官
東京地裁、最高裁判事局、釧路家地裁、同根室支部等で勤務。
平成 二年 四月 判事任官
東京地裁、札幌地裁、最高裁判事局、東京高裁を経て、再度東京地裁判事。民事通常部、行政部、調停・借地非訟・建築部、商事部(会社更生)、保全部等の部長を務める。
二四年 三月 水戸地裁所長
二六年 四月 東京地裁所長(部長)
二七年 二月 大阪高裁所長
二八年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年二月一九日 大法廷判決
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となる(全員一致)。
二 平成二九年三月二五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は、令状がなければ行うことができない強制処分である(全員一致)。

裁判官としての心構え

これまでの裁判官生活の大部分を裁判の現場で過ごしてきましたが、その経験から、裁判では、法令及び論理性とともに、誠実さと共感が大切と考えています。裁判官としての固い目線が必要ですが、それだけではなく、原告や被告等それぞれの立場に立ち、心を開いて話し合い、学んでいくことが大切でした。また、多様性が増し、変化も著しい現在の社会であるからこそ、なおさら最高裁においては、意識的に多数の視点から見ることが必要だと考えています。そのために、これまで以上に視野を広げ、人の意見を聞き、議論することを心がけながら、バランスのとれた適正な判断ができるよう努めていきたいと考えています。



最高裁判所判事
おおたに なおと
大谷直人
昭和二十七年六月三日生

略歴

北海道赤平市で生まれ、道内（札幌市、三笠市）で過ごした後、東京に転居し、都立富士高等学校、東京大学法学部を卒業
昭和五二年 四月 判事補任官 東京地裁、最高裁判事局、裁判所書記官研修所、富山地家裁で勤務
六二年 四月 判事任官 最高裁判事局第一課長、東京高等裁判所、東京地裁判事（部総括）、最高裁秘書課長兼広報課長、刑事局長、人事局長
平成二三年 一月 静岡地裁所長
二四年 三月 最高裁事務総長
二六年 七月 大阪高裁長官
二七年 二月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年一月二五日 大法廷判決
平成二六年一月二四日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえず、公職選挙法の規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。
二 平成二七年一月二六日 大法廷判決
民法七三三條一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇年当時において、憲法一四條一項、二四條二項に違反するに至っていたとした（多数意見、補足意見付加）。
三 平成二七年一月二六日 大法廷判決
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する民法七五〇條は、憲法一三條、一四條一項、二四條に違反しないとした（多数意見）。
四 平成二八年五月二五日 第一小法廷決定
ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したことにより生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を施設の発注会社の担当者に確実に説明し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があったとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた（全員一致、補足意見付加、裁判長）。
五 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用される秘密なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であり、裁判官の令状がなければ行うことができない処分であるとした（全員一致）。

六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたといえることはできないとした（多数意見）。

裁判官としての心構え

最高裁判にはさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、どの事件も最終的な決着が求められます。社会的に影響の大きな事件、先例がなく新判断が求められている事件も少なくありません。最高裁判事の職に就いて以来、その責任の重さを感じてきました。予断を持たずに事件に取り組み、判決等で具体的な理由を示すに当たっては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容となるよう、力を尽くしていきたいと思っております。



最高裁判所判事
きむら さわかつ ゆき
木澤克之
昭和二六年八月二七日生

略歴

東京都新宿区において家庭金物卸売業の家庭の三男として生まれ育ち、同区立鶴巻小学校、私立立教中学校を経て、同立教高校を卒業
昭和四九年 三月 立教大学法学部卒業
五〇年 四月 司法修習生
五二年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）
平成二二年 四月 司法研修所民事弁護教官
一三年 一月 新宿区法律相談担当弁護士
一六年 四月 立教大学法科大学院教授
二〇年 四月 東京弁護士会司法修習委員会委員長
二一年一〇月 法務省人権擁護委員
二三年一月 新宿区区民の声を委員会委員（苦情処理機関・第三者委員会）
二八年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年二月一五日 第一小法廷判決
学校、児童福祉施設等の敷地から二〇〇m以内の区域における風俗案内所の営業を禁止し、違反者に対して刑罰を科することを定めた京都府風俗案内所の規制に関する条例三條一項、一六條一項一号の各規定は、憲法二二條一項に違反するものではなく、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗営業に従事する者を表す図画等を表示することを禁止した同条例七條二号の規定は、憲法二二條一項に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。
二 平成二八年二月一九日 第一小法廷判決
地方税法施行令附則六條の一七第二項にいう居住の用に供するために独立的に区画された部分が一〇〇以上ある共同住宅等に当たるとは、一棟の共同住宅等ごとに判断すべきものであるとして、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判した（全員一致、裁判長）。
三 平成二八年二月一九日 大法廷決定
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものとし、従前の判例は変更すべきであり、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）。
四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決
じん肺管理区分が管理一に該当する旨の決定を受けた常時粉じん作業に従事する労働者等が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合、当該訴訟は、当該労働者等の死亡によって当然に終了するものではなく、労働者災害補償保険法一一条一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致）。

五 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした（多数意見）。

裁判官としての心構え

約四〇年間、弁護士の活動から培った経験や市民感覚を踏まえ、弁護士出身の裁判官であることの自覚と誇りを持って、正義と公平に思い、かつ、健全な社会常識に適用法律の解釈・適用に努めていきたいと考えています。最高裁判所に就任して約一年三か月経過しました。最終審としての判断の重さを更に自覚し、一つ一つの事件に謙虚に向き合い、よりよい判断・解決のため誠実に職務を果たしていく覚悟です。



最高裁判所判事
はやし けいち
林景一
昭和二六年二月八日生

略歴

山口県徳山市（現周南市）生まれ。父の仕事の関係により大阪で育ち、市立島屋小学校、市立天王寺中学校、府立天王寺高等学校を卒業
昭和四九年 三月 京都大学法学部卒業
四月 外務省入省
米田スタンフォード大学にて研修（政治学修士）後、シンガポール、ソ連、米国の各日本国大使館に勤務し、アジア局南東アジア第二課長、条約局条約課長、在英日本国大使館公使、北米局参事官、条約局審議官を経て、条約局長（後に国際法局長）
平成一四年 九月 駐アイスランド特命全權大使
一七年 八月 外務大臣官房長
二〇年 一月 内閣官房副長官補
二二年 二月 在英日本国大使館特命全權公使
二三年 一月 駐英特命全權大使
二九年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月二二日 第三小法廷決定
信用保証協会が、金融機関が会社に対して行った融資について保証したが、同会社が破産したため代位弁済し、その後、破産手続開始後に物上保証人（自己所有の不動産を破産者の債務の担保として提供した者）から債権の一部の弁済を受けた。このような場合に破産債権者の配当をどのようにすべきかについては、従来から破産法の解釈上争いがあったが、この決定では、破産手続開始の時に当る当該債権の額として確定したものを基礎として配当額を計算したものが当該債権の実体法上の残額を超過したときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではないとの判断を示した（全員一致）。

二 平成二九年九月二七日 大法廷判決
多数意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）にあったものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした。これに対し、一人一票の原則及び投票価値の平等原則（その追求は国際標準であり国際的潮流でもある）に照らした場合、較差が約三倍に達する状態につき違憲状態を脱したとまでは評価を明言することにはためらうが、そのため、多数意見には完全には与することができないとした上で、同選挙までの間に違憲状態の解消がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえず、国会において、引き続き、投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ、平成三十一年の通常選挙に向けて較差縮小のプロセスが継続されることを期待するとの意見を付した。

裁判官としての心構え

最終審である最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしていきたいと思っております。これまで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持って、常に誠心誠意努めることが大事だと思っております。

投票日 10月22日(日)

